

福井県知事の意見	事業者の見解
1 全般的事項	
<p>(1) 対象事業実施区域の絞り込み、風力発電設備および取付道路等の付帯設備の規模・位置または配置・構造（以下「風力発電設備配置等」という。）など事業計画の更なる検討に当たっては、影響を受けるおそれのある環境要素に係る影響を総合的に評価し、その結果を反映するとともに、その検討経緯および内容について、方法書以降の図書に具体的に記載すること。</p>	<p>対象事業実施区域の絞り込み、風力発電機および取付道路等の付帯設備の規模・一または配置・構造の検討に当たっては、影響を受けるおそれのある環境要素に係る影響を総合的に評価し、その結果を反映するとともに、その検討経緯及び内容について、方法書以降の図書に具体的に記載します。</p>
<p>(2) 事業実施想定区域周辺には、他事業者による環境影響評価手続中の風力発電事業があることから、他事業者が計画している風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測および評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備配置等を検討すること。</p> <p>そのほか、2の個別事項について、本事業の実施による重大な影響等を回避または十分に低減できない場合は、風力発電設備配置等の再検討、対象事業実施区域の見直しおよび風力発電機の基数削減を含む事業計画の見直しを行うこと。</p>	<p>累積的な影響の調査・予測・評価の必要性については、周辺の他事業における環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響の有無について、可能な範囲で検討します。その結果、累積的な影響が生じる可能性がある場合には、適切な予測及び評価を行い、重大な影響が懸念された場合は、適切な環境保全措置を講じ、影響の回避又は極力低減を図るよう努めます。</p> <p>今後、調査及び予測結果を踏まえ環境保全措置を検討しますが、重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しについて検討します。</p>
<p>(3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討いたします。</p>
<p>(4) 環境影響評価に係る調査、予測および評価（以下「調査等」という。）の方法および環境保全措置等の最新の知見ならびに既設の風力発電事業の稼働後の環境調査結果の入手</p>	<p>環境影響評価に係る調査等の方法及び環境保全措置等の最新の知見ならびに既設の風力発電事業の稼働後の環境調査結果の入手に努め、得られた知見等を事業</p>

<p>に努め、得られた知見等を事業計画や今後の調査等に反映すること。</p> <p>また、今後の環境影響評価に係る手続において、住民等への積極的な情報の提供、分かりやすい説明および幅広い意見の聴取に努めること。</p>	<p>計画や今後の調査等に反映します。</p> <p>また、今後の環境影響評価に係る手続において、住民等への積極的な情報の提供、分かりやすい説明および幅広い意見の聴取に努めます。</p>
<p>2 個別事項</p>	
<p>(1) 騒音、超低周波音および風車の影</p> <p>事業実施想定区域の近隣に複数の住居が存在するため、これらに対する騒音および風車の影による重大な影響が懸念される。</p> <p>このため、騒音および風車の影による影響について、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月環境省）を踏まえ、最新の知見を考慮した信頼性の高い調査等を適切に行い、その影響を回避または極力低減すること。</p> <p>また、超低周波音についても、最新の知見を踏まえ適切かつ信頼性の高い調査等を行い、周辺住居等への影響を回避または低減すること。</p>	<p>今後の手続きの現地調査等においては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月、環境省）や「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月、環境省）、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（平成25年6月、環境省）等に基づき、調査・予測を行います。</p> <p>超低周波音については、環境省が実施した調査の結果では、風力発電施設から発生する超低周波音は、人間の知覚閾値以下であり、発電所主務省令においても参考項目から除外されていますが、調査等を行うことも含め、周辺住民の方々に丁寧な説明等を行います。</p>
<p>(2) 地形および地質</p> <p>事業実施想定区域には、福井のすぐれた自然に選定されている「南越前町奥野々の礫岩岩脈」が存在することから、事業の実施に伴う地形および地質への影響について十分な調査等を行い、その影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>福井のすぐれた自然に選定されている「南越前町奥野々の礫岩岩脈」については、専門家等からの助言に基づき、事業の実施に伴う地形及び地質への影響について十分な調査等を行い、影響の回避又は低減を図るよう努めます。</p>
<p>(3) 動物（鳥類およびコウモリ類）</p> <p>事業実施想定区域およびその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類や絶滅危惧種となっているヒナコウモリ等の希少なコウモリ類の生息が確認されている。</p>	<p>鳥類等については、「猛禽類保護の進め方」（改訂版）（平成24年12月、環境省）に準拠するとともに、専門家等からの助言に基づき、適切な調査、予測及び評価を行います。</p>

また、当該区域の北部を含む丹生山地は、サシバやハチクマといった渡りを行う希少猛禽類をはじめ小型鳥類からコウノトリを含む大型鳥類までの多様な鳥類の大規模な移動が確認され、同山地の一带は全国的に重要な渡りの経路となっていると考えられる。

そのため、同山地およびその南の南条山地を事業実施想定区域とする本事業の実施は、土地改変や環境変化による生息地の消失、風車への衝突事故および移動経路等の阻害等により、これら鳥類等への重大な影響が懸念される。

これらのことから、現地調査の実施ならびにその調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方」（改訂版）（平成24年12月環境省）に基づくことはもちろん、渡り鳥を含め、鳥類等の生態や現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映すること。

渡り鳥の調査については、個体数が最大になる時期を中心に十分な調査期間を設け、夜間の渡りも対象とするとともに、調査対象が通過する全個体数の一部であること、渡りの経路は年によって変化することを十分に留意の上、渡りの実態を適切に把握し、影響を評価できる方法をとること。

これらの結果を踏まえ、その影響を回避または極力低減すること。

渡り鳥の調査については、専門家等からの助言に基づき、調査時期を適期に設定し、夜間の渡り調査を検討します。

調査、予測の結果及び専門家等からの言を踏まえて検討し、適切な環境保全措置を講じることにより、可能な限り鳥類等への影響の回避又は低減を図るよう努めます。

(4) 動物、植物および生態系

事業実施想定区域およびその周辺では、自然植生、福井県のすぐれた自然に選定されている「藤倉山のブナ林」およびカモシカ等の重要な生態系や動植物種の生息・生育が確認されている。また、当該区域の大部分が保安林に指定されている。

そのため、事業の実施に伴う森林伐採や土地改変によりこれらの希少な動植物の生息・生育環境や生態系の消失が懸念される。加え

動植物については、専門家等からの助言に基づき、適切な調査、予測及び評価を行います。

現地調査においては、シカや外来植物等にも留意し、適切に把握できるよう努めます。

調査、予測の結果及び専門家等からの助言を踏まえて検討し、適切な環境保全措置を講じることにより、可能な限り鳥

て、当地域は過去に動植物等の現地調査が十分に行われていない地域であり、今後、適切な調査が行われなければ、現在未確認とされる希少な動植物の生息・生育環境が事業実施に伴い消失する懸念がある。

これらのことから、現地調査の実施ならびに調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映すること。この現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにするとともに、重要な種の生息・生育状況を把握すること。

また、植生の変化に伴うシカの増加や外来植物の侵入等による生態系などへの影響が懸念されるため、その影響についても調査等を適切に行うこと。

これらの結果を踏まえ、その影響を回避または極力低減すること。

類等への影響の回避又は低減を図るよう努めます。

(5) 景観

以下の点を考慮し、眺望点等の選定、調査等を適切に行い、風力発電設備配置等の検討を含め、眺望景観への重大な影響を回避または極力低減すること。

その際には、関係自治体や地域住民および眺望点の利用者等から広く情報を収集するとともにその意見の把握に努めること。

① 主要な眺望点からの眺望景観

事業実施想定区域には、藤倉山やホノケ山といった主要な眺望点が存在することから、直接改変に伴う眺望景観への重大な影響が懸念される。また、当該区域周辺には、国立公園の公園計画に位置付けられている複数の海水浴場や園地といった眺望点が存在する。

このため、眺望点の利用状況を踏まえるとともに、評価の手法として「国立・国立公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を参照し、客観的な予測および評価を行うこと。

風力発電機設置予定区域から、主要な眺望点であるホノケ山、藤倉山山頂を除外します。

今後、現地調査により、「藤倉山」、「ホノケ山」及び国立公園の公園計画に位置付けられている複数の海水浴場や園地を眺望点に選定し、主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ法等により主要な眺望景観への影響について客観的な予測及び評価を行い、環境保全措置の検討を行う方針です。

また、日常的な視点場についても選定し、主要な眺望点と同様に調査、予測及び評価を行います。

なお、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、説明会等を通じて地域住民等のご意見を伺う予定です。

② その他の眺望点からの眺望景観

当該区域周辺の「福井ふるさと百景」選定地に十分配慮すること。

また、越前市および南越前町の住居地の多くから視認されることから、多数の住民が日常的に眺める景観が変化するものと考えられるため、住居地や主要な道路などからの住民等が日常的に眺める景観への影響について、適切に評価できる眺望点を選定すること。

なお、眺望点の選定や発電機の設置基数や配置等の事業計画の検討に当たっては、関係自治体や住民等の意見聴取を十分に行うこと。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場について、関係自治体、住民や利用者等への聞き取り等により適切に把握し、事業の実施に伴うそれら活動の場への影響について調査等を行い、その影響を回避または極力低減すること。

特に、事業実施想定区域に存在する活動の場である藤倉山、ホノケ山およびそれらの周辺の直接改変は、重大な影響が懸念されるため、詳細な現地調査を行うとともに、十分な予測および評価を行い、風力発電設備配置等の事業計画に反映すること。

人と自然との触れ合いの活動の場について、関係自治体へのヒアリングや利用者等への聞き取り等により適切に把握し、事業の実施に伴う活動の場への影響について調査等を行い、影響の回避又は低減を図るよう努めます。

今後、現地調査により、「藤倉山」、「ホノケ山」等について、調査、予測及び評価を行い、環境保全措置の検討を行う方針です。

(7) 工事の実施に伴う環境影響

工事の実施等に伴う環境影響について、影響を回避または極力低減するよう工事計画を含めた事業計画を検討するとともに、適切な調査等を行うこと。

特に、事業実施想定区域内およびその周辺には、砂防指定地等が存在し、また、当該区域周辺では、表流水が水道水源として利用されていることから、森林伐採や土地改変に伴う土砂流出・濁水発生による水環境および動

工事計画の検討に当たっては、環境影響を回避又は極力低減できる事業計画を検討するとともに、水の濁り等の工事に係る項目について、適切に調査、予測及び評価を行い、環境保全措置の検討を行う方針です。

また、土砂流出の可能性が高い地域においては土地改変の回避や土工量の抑制を検討し、仮設沈砂池設置等の環境保全措置により濁水の発生を極力低減するこ

植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

これらのことから、調査等を適正に行い、土砂流出の可能性が高い地域における土地改変の回避や土工量の抑制の検討を行うとともに、仮設沈砂池設置等の環境保全措置により濁水の発生を極力低減し、これらへの影響を回避または極力低減すること。

とにより、影響の回避又は低減を図るよう努めます。